

下仁田町耐震改修促進計画（2016－2020）



平成28年12月

はじめに

下仁田町では、本計画の従前計画である「下仁田町耐震改修促進計画（平成 21 年 3 月策定）」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に取り組んできました。

一方で、近年では東日本大震災（平成 23 年 3 月）や熊本地震（平成 28 年 4 月）による多大な犠牲が出ており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、地震対策の緊急性がより一層高まってきています。

地震から町民の財産を守り、住宅の倒壊や火災から町民の命を守るために、下仁田町では、住宅・建築物の耐震化を促進します。

以上のことから、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画の減災目標達成を見据えた国の基本方針に基づいた耐震化目標値を定めるとともに、町内及び県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策に強力に取り組み、町民の安全で安心な暮らしを実現するため、「下仁田町耐震改修促進計画（2016－2020）」を策定します。

目 次

第1章 背景	1
1 大震災等からの教訓	1
(1) 阪神・淡路大震災（平成7年1月）及び東日本大震災（平成23年3月）	1
(2) 熊本地震（平成28年4月）	2
2 耐震改修促進法の改正	3
3 本改正の背景	3
第2章 計画概要	4
1 計画の目的	4
2 基本方針	4
3 対象建築物	5
4 計画の位置付け	7
5 計画期間	8
第3章 群馬県の地震環境	9
1 過去の地震被害	9
2 県内の活断層	10
3 県土の揺れやすさ	12
4 県内の地震被害想定	13
第4章 耐震化の状況	14
1 住宅の耐震化率	14
2 多数の者が利用する建築物の耐震化率	15
第5章 耐震化目標の設定	16
1 設定の考え方	16
第6章 建築物の耐震化促進施策	17
1 住宅の耐震化の促進	17
(1) 確実な普及・啓発	17
(2) 耐震改修の支援	18
(3) 建替え・除却の促進	18
2 住宅の減災化の促進	19
(1) 住む人に合った耐震改修	19
3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進	20
(1) 確実な普及・啓発	20
(2) 耐震化の支援	20
4 公共建築物の耐震化の促進	21
(1) 公共建築物の耐震化の情報開示	21
(2) 県有建築物の耐震化の推進	21
5 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化	22

6	空き家の耐震化	24
(1)	空き家の増加	24
(2)	空き家の施策との連携	24
7	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	25
(1)	耐震診断義務付け対象建築物	25
(2)	指示対象建築物	26
(3)	指導・助言対象建築物	26
8	その他の安全対策に関する取り組み	27
(1)	その他の地震時における安全対策	27
(2)	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項	28
第7章	建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり	29
1	県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担	29
(1)	基本的考え方	29
(2)	役割分担	30
(3)	関係部局との連携強化	31
(4)	町会等地域活動の支援	31

第 1 章 背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）及び東日本大震災（平成 23 年 3 月）

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われ、25 万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成 7 年の警察白書によると、死者 5,502 人の約 9 割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成 16 年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が 2 万人^{※1}を超え、全壊した住宅は 12 万 4 千戸^{※1}、半壊した住宅が 27 万 5 千戸^{※1}でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした^{※2}。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※ 1：消防庁災害対策本部、平成 27 年第 152 報

※ 2：東日本大震災記録集(消防庁、平成 25 年 3 月)

表 1-1：阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

地震による直接的な死亡原因	死者数（人）	割合（％）
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合 計	5,502	100.0

資料：「平成 7 年版警察白書」による。平成 7 年 4 月 24 日現在

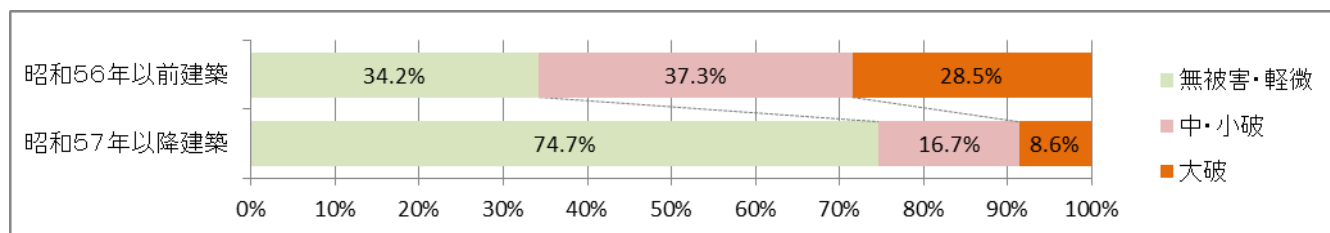


図 1-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書（建設省）による

(2) 熊本地震（平成 28 年 4 月）

熊本県熊本地方において、平成 28 年 4 月 14 日および 16 日の 2 回、最大震度 7 を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会（以下「学会」という。）が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査（以下「学会悉皆調査」という。）によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前（旧耐震基準）の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています（図 1-2 参照）。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成 28 年 9 月）」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

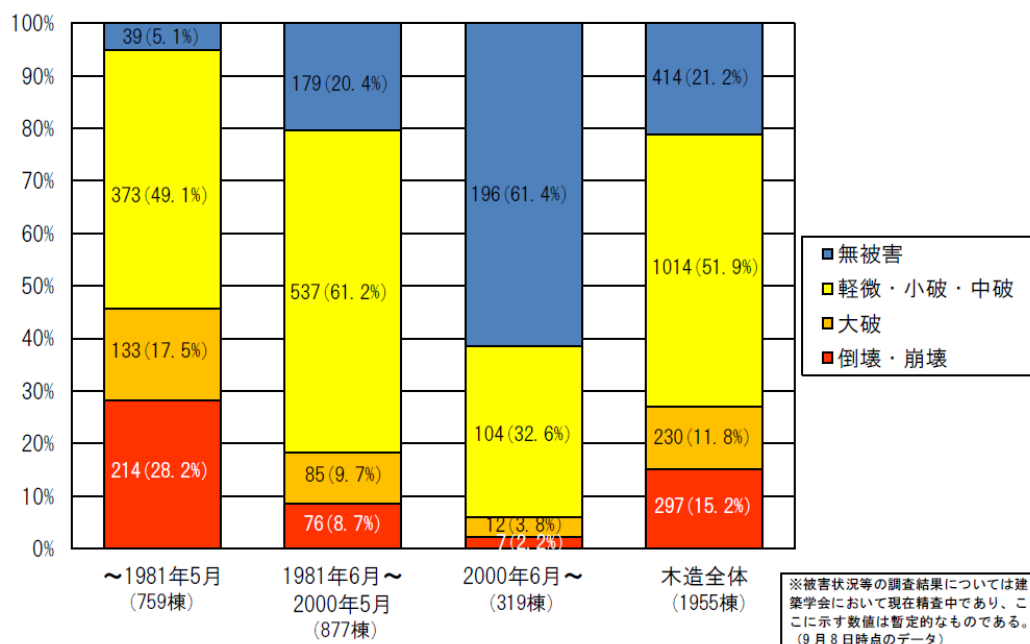


図 1 - 2 : 学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況

資料：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成 28 年 9 月)による
 ※被害状況等の調査結果については建築学会において現在精査中であり、ここに示す数値は暫定的なものである。（平成 28 年 9 月 8 日時点のデータ）

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）は、平成 7 年 10 月に公布され、平成 18 年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成 27 年の住宅・建築物の耐震化率を 90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成 25 年 11 月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成 27 年 12 月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ぺい率の特例などの促進策が講じられました。

このような背景のもと、町では、建築物等に対する支援措置を講じるとともに、本計画を策定し、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3 本改正の背景

本計画の従前の計画である「下仁田町耐震改修促進計画（平成 21 年 3 月策定）」において、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、大幅な耐震化率の上昇には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、町民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画ではさらに 5 年後の平成 32 年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、地震による建築物等の倒壊から町民の命を守るために、耐震化を促進します。

第2章 計画概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的とし、国の耐震化率の目標、町内及び県内で想定される地震の規模及び被害並びに耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り組みます。

地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守る。

2 基本方針

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することが目標とされました。

このことを踏まえ、本計画では地震被害から町民の命と財産を守るために、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

地震被害から町民の命と財産を守るために、
住宅及び建築物の耐震化を促進します。

3 対象建築物

改正耐震改修促進法では、すべての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ）について、耐震化の努力義務が課せられました。

本計画では、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、とりわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

表 2 - 1 : 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容	備 考
住 宅	町民の生命・財産を守るとはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建て住宅、共同住宅（長屋住宅含む）
特定既存耐震不適格建築物※	次に示す一定の規模以上の建築物（詳細は次ページ特定既存耐震不適格建築物一覧表）の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	法第 14 条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
公共建築物	公共建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの町民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※特定既存耐震不適格建築物：次ページの特定既存耐震不適格建築物一覧表に定められた用途及び規模（特定既存耐震不適格建築物の要件欄）を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築された建築物。

表 2 - 2 : 特定既存耐震不適格建築物一覧表（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）

用 途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示※対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件 (附則第 3 条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000 ㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ 2,000 ㎡以上	階数1以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場			階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上	
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ 2,000 ㎡以上	階数2以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500 ㎡以上	階数2以上かつ 750 ㎡以上	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000 ㎡以上	階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ 500 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が 12m以下の場合は6m超)	左に同じ	

※耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

4 計画の位置付け

本計画は、第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ（2016-2019）」を最上位計画とし、「はばたけ群馬・県土整備プラン（2013-2022）」及び「群馬県地域防災計画」を上位計画として、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

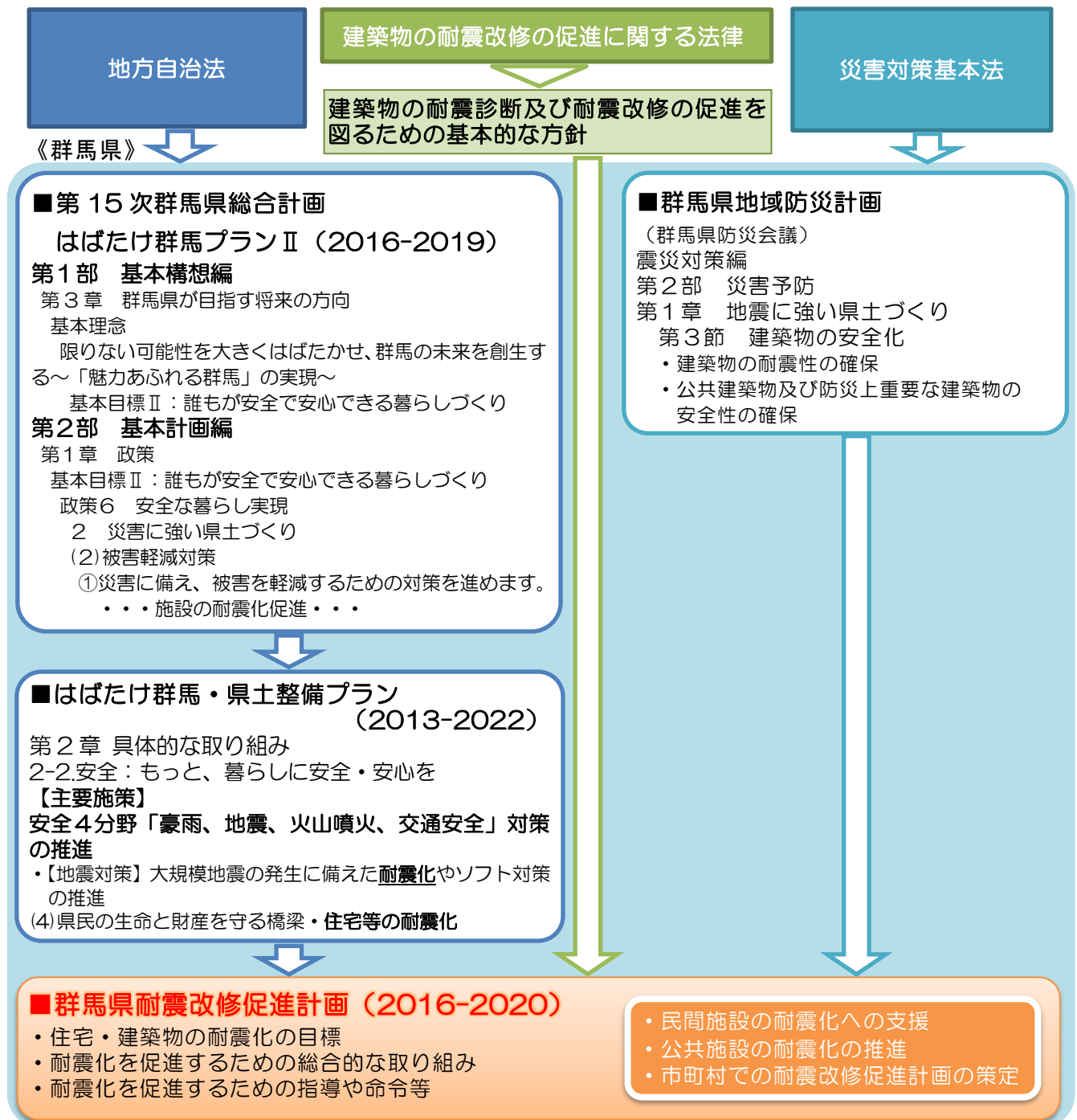


図2-1：本計画の位置づけ

5 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

第3章 群馬県の地震環境

1 過去の地震被害

群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震（H16.10）では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成23年3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、住宅の一部破損が17,246棟にも及びました。

表3-1：過去の地震被害

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正5年)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・ 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5弱：沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	死者1名、負傷者41名 住家半壊7棟 住家一部破損17,246棟

資料：『群馬県地域防災計画』(震災対策編(第1部 総則 第4節))による

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

※2 気象庁が命名した地震。

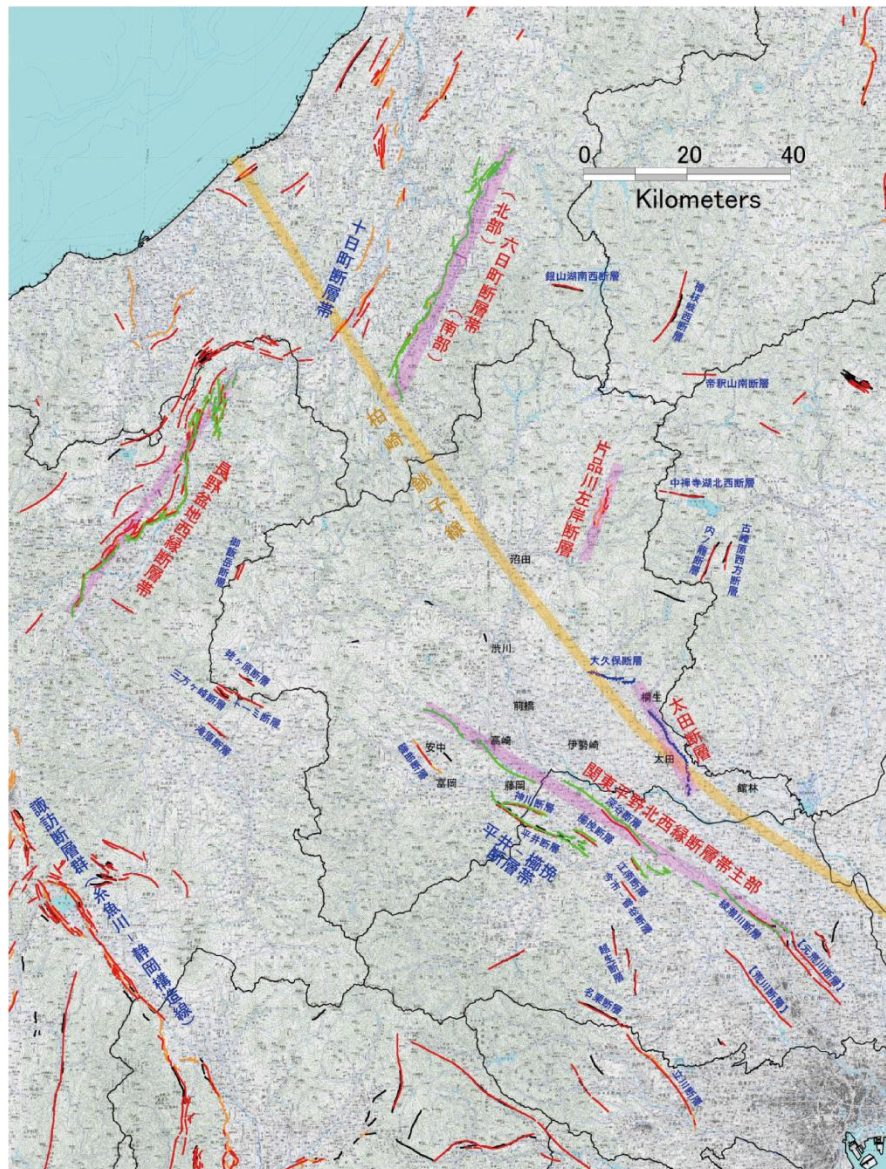
2 県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部（2005）は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。



線 種	断 層 名	出 典
■	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
■	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
■	(推定活断層)	
■	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-棚挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
■	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
■	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
■	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
■	太田断層	熊原・近藤 (2009)
■	(柏崎-鏡子線)	

図 3-1：群馬県内の構造線や活断層の分布

資料：群馬県地震被害想定調査※(平成 24 年 6 月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施する防災対策や、住民が自助・共助による地域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的として、平成 23～24 年度にかけて実施した調査。

3 県土の揺れやすさ

県内には大きな揺れが発生する「ゆれやすい表層地盤」が分布しています。

中央防災会議※¹が、防災対策の検討のため、震度分布の推計等の一連の調査結果を整理し、相対的な表層地盤のゆれやすさ※²を地図に表現したものを公表(H17.10)しています。

これによると群馬県の南東部では「ゆれやすい」表層地盤が広がっていることがわかり、県内の活断層による地震のほか、首都直下地震等の影響により大きな揺れが発生することが想定されます。

※1：中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っています。

※2：表層地盤のゆれやすさ：マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなります。この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現しています（「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」）。

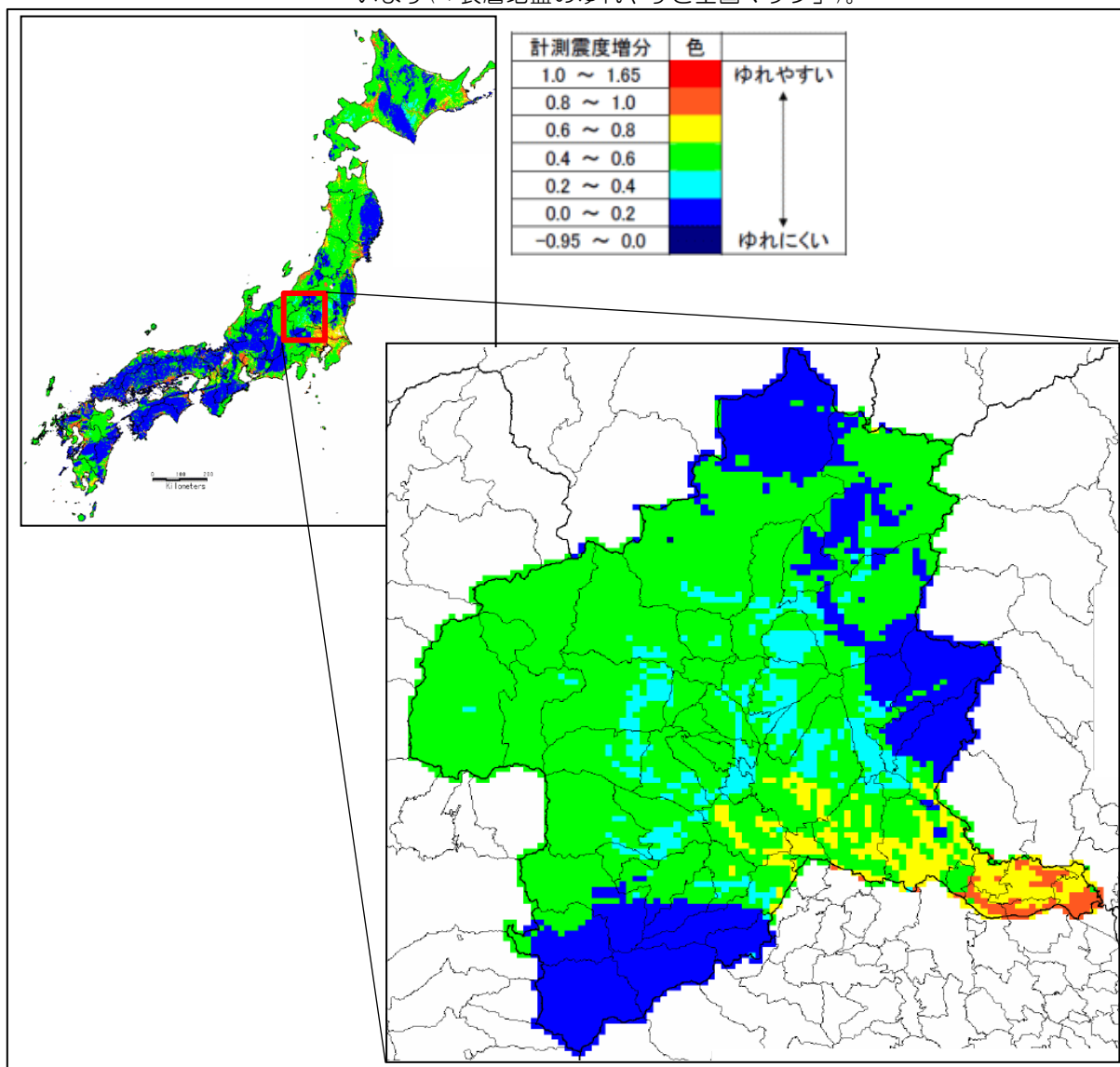


図3-2：ゆれやすさマップ

資料：内閣府中央防災会議資料

4 県内の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速9m/秒)」で最も大きな人的被害(死者及び負傷者数)が想定されました。

人的被害については、新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者の発生、物的被害については、19万棟を超す建物の損壊、最大で54万人を超す避難者の発生が想定されています。

表3-2：想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害		
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
人的被害	死者 (冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)
	負傷者 (冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)
	避難者 (冬18時)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)
物的被害	建物(全壊・半壊) (冬5時)	192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)
	火災 出火件数 (冬18時)	197件	82件	1件
	焼失棟数 (冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)	0棟 (0%)

資料：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
 - ・人口総数：2,008,068人(平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口)
 - ・建物総数：1,146,471棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

表3-3：近年の大地震による被害の比較

項目		兵庫南部地震 (阪神淡路大震災) 1995年1月17日	福岡県西方沖地震 2005年3月20日	新潟県中越地震 2004年10月23日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011年3月11日
地震の規模		M7.3	M7.0	M6.8	M9.0
人的被害	死者・行方不明者	6,434人	1人	68人	21,935人
	負傷者	43,792人	1,204人	4,805人	6,219人
	避難者(自主避難)	319,638人	2,999人	103,178人	約468,600人
住家被害(全壊・半壊)		249,180棟	497棟	16,985棟	399,808棟
火災	出火件数	293件	2件	9件	330件
	焼失棟数	7,574棟	2棟	—	263棟

資料：各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

第4章 耐震化の状況

1 住宅の耐震化率

平成28年12月1日現在の町内における住宅の総戸数は約3,470戸であり、建築年代をみると、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前の住宅が約51%にあたる約1,770戸となっています。

昭和56年5月末以前の住宅のうち、耐震性ありと推測される住宅は約400戸となっており、昭和56年6月以降の住宅(約1,300戸)と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、約1,700戸であり、耐震化率は、推計で約49%となっています。

図4-1：住宅の耐震化率の状況（平成28年12月1日時点の推計値）

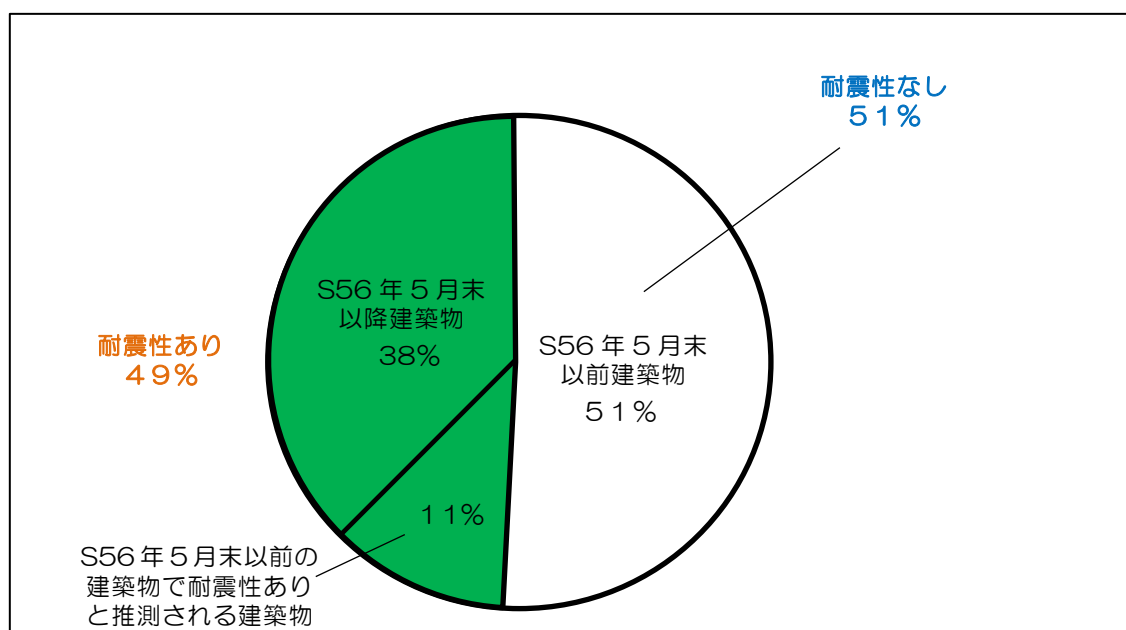


表4-1：平成28年12月1日時点の住宅の耐震化率の推計値
(戸、%)

住宅総戸数	3,469
昭和56年6月以降の住宅	1,306
昭和56年5月末以前の住宅	2,163
耐震性ありと推測されるもの	398
改修済み（耐震性あり）	
耐震性なしと推測されるもの	1,765
耐震化戸数	1,704
耐震化率	49%

2 多数の者が利用する建築物*の耐震化率

平成 28 年 12 月 1 日現在の町内における多数の者が利用する建築物は 15 棟あり、旧耐震基準で建設されたもの(昭和 56 年 5 月末以前の建築物)が 2 棟あります。

昭和 56 年 5 月末以前の建築物のうち、改修済み(耐震性あり)が 1 棟あり、昭和 56 年 6 月以降の建築物(13 棟)と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は、14 棟あります。多数の者が利用する建築物の耐震化率は全体で 93%となっています。

図 4 - 2 : 多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況 (平成 28 年 12 月 1 日時点の推計値)

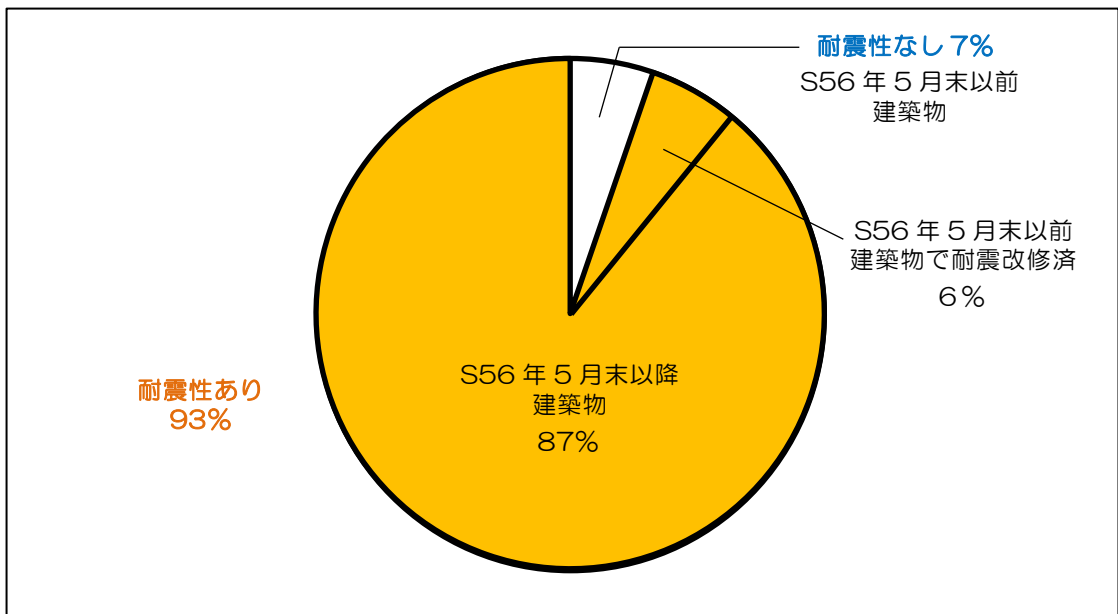


表 4 - 2 : 平成 28 年 12 月 1 日時点の多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計値
(単位: 棟)

	合計	町有	民間
多数の者が利用する建築物総数	15	11	4
昭和 56 年 6 月以降の建築物	13	9	4
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	2	2	
耐震性ありと推測されるもの			
改修済み (耐震性あり)	1	1	
耐震性なしと推測されるもの	1	1	
耐震化棟数	14	10	4
耐震化率	93%	91%	100%

※多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

第5章 耐震化目標の設定

1 設定の考え方

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

下仁田町においても、県及び国の目標値及び減災効果等を踏まえて、平成 32 年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 95%にすることを目標とします。

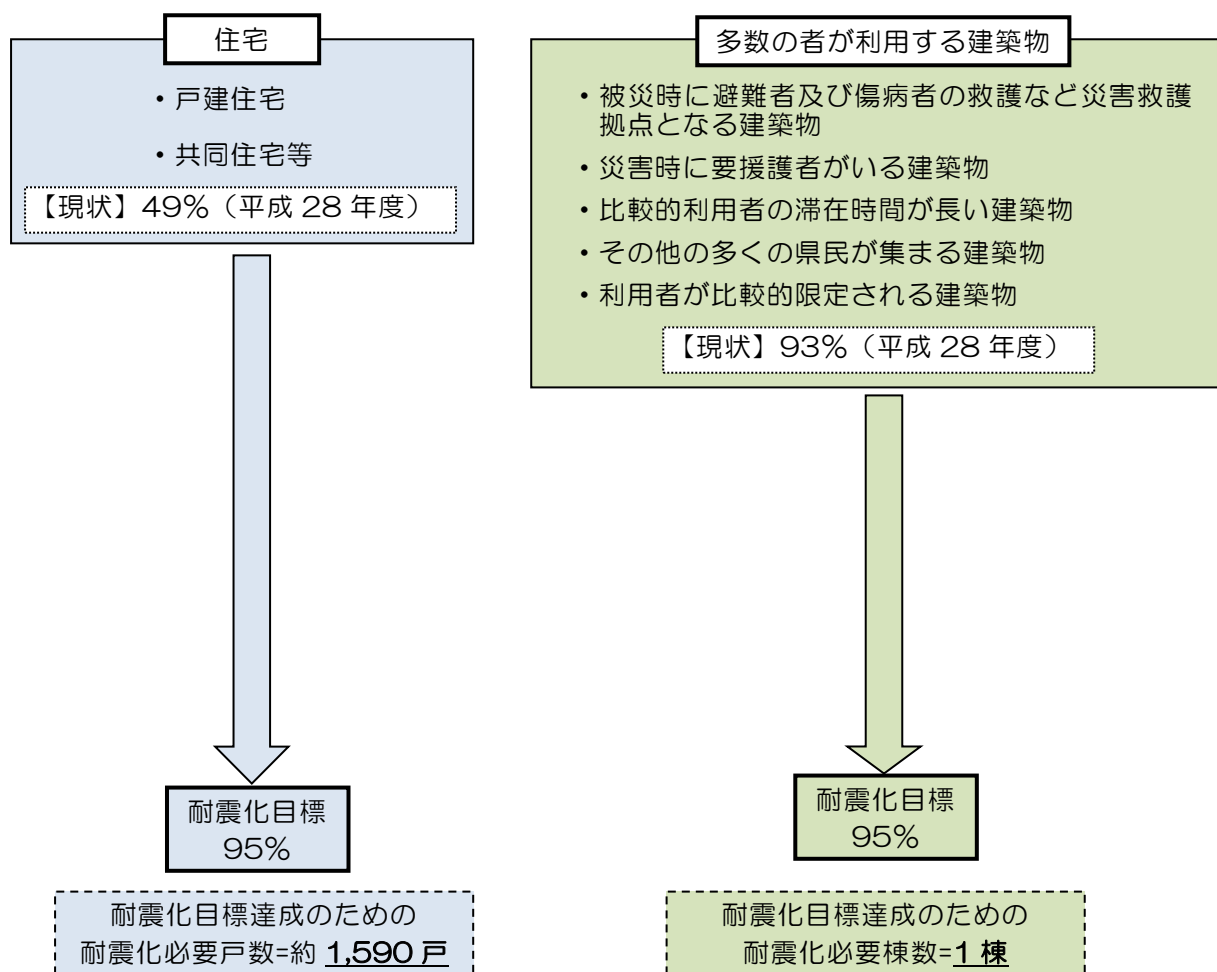


図 5 - 1 : 下仁田町における耐震化目標の設定の考え方

第 6 章 建築物の耐震化促進施策

1 住宅の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

- ア** 行政広報誌やホームページ、などの様々な手段を通じて、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。
- イ** 群馬県との協働により、耐震性のない住宅所有者に対し、普及・啓発を進めます。
- ウ** 県、市町村及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。
- エ** これまでの地震の被害と対策、発生の恐れがある地震の概要と地震による危険性の程度等を示す地震防災マップ等を活用し、住宅の所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるように取り組みます。

表 6 - 1 : 周知内容の事例（平成 25 年耐震改修促進法改正関連）

内容	概要
耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和 (改正法第 17 条)	これまで、耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用出来ない耐震改修工法がありました。 法改正により、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められることとなり、耐震改修工法の拡大が図られました。
建築物の地震に対する安全性の表示制度 (改正法第 22 条)	建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。 認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができるようになりました。
区分所有建築物の議決要件の緩和 (3/4⇒1/2) (改正法第 25 条)	耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。 これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議が、3/4 以上から 1/2 超(過半数)に緩和されました。

(2) 耐震改修の支援

ア 住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があり、木造住宅耐震診断士派遣事業を活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

イ 住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、群馬県と協調して木造住宅の耐震改修の補助を行います。

(3) 建替え・除却の促進

耐震性がない住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半は新築又は建替えによるものが大半を占めていることから、耐震改修の促進と併せて、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、空き家の除却を促進します。

2 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主にその中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。

しかし、住宅の耐震改修には住宅の所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。

すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。

そのため、住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」も促進します。

(1) 住む人に合った耐震改修

耐震診断の結果、耐震性なしと診断された場合、その中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。

このため、費用負担の平準化や家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的にを行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

(1) 確実な普及・啓発

ア 行政広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページなど様々な手段を通じて、建築物の所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。

イ 群馬県との協働により、耐震性のない建築物の所有者に対し、耐震診断の実施を促すなど、ターゲットを絞った建築物の耐震化の普及・啓発を進めます。

ウ 県、市町村及び関係団体等が連携して相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や一般的な相談から専門的な相談等の各種相談に応じ、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備します。

(2) 耐震化の支援

建築物の耐震診断及び耐震改修に対する補助金等の所有者への支援策の活用を促進して、耐震診断義務付け対象建築物、病院、福祉施設等の耐震改修、建替え、除却を促進します。

4 公共建築物の耐震化の促進

(1) 公共建築物の耐震化の情報開示

県及び各市町村は、防災拠点となる主な公共建築物について、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震診断及び耐震改修の実施状況等の情報の公表に努めます。

(2) 町有建築物の耐震化の推進

町有建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時に被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、防災拠点施設としての機能を確保する観点からも、早急に耐震性を確保する必要があるため、下表の考え方にに基づき、災害対策拠点建築物、救助・救急、医療等拠点建築物、避難収容建築物等について、大規模なものほど優先的に耐震化を推進します。

特に、不特定多数の町民が利用する施設、町の災害対策活動の拠点となる庁舎、避難収容拠点等となる教育施設等の防災上重要な建築物のうち、耐震診断の結果から大規模補強が必要と診断される施設については、地震発生時の一次被害の軽減を図るとともに防災対策上の機能を確保するため、早急に耐震化を推進します。

表 6 - 3 : 公共建築物の耐震化の考え方

大分類	小分類	耐震化の優先性	
		用途別	規模別
Ⅰ 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共建築物	1 災害対策拠点建築物	特に優先度を定めない	大規模なものほど優先
	2 救助・救急、医療等拠点建築物		大規模なものほど優先
	3 避難収容建築物		大規模なものほど優先
	4 警察関係建築物		特に優先度を定めない
	5 ライフライン関係建築物		特に優先度を定めない
Ⅱ 震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物	6 避難弱者建築物	優先度高い ↑	特に優先度を定めない
	7 多数の町民が集まる建築物		特に優先度を定めない
	8 比較的滞在時間の長い建築物		特に優先度を定めない
Ⅲ その他	9 その他の町有建築物	特に優先度を定めない	特に優先度を定めない

5 避難路の指定及び沿道建築物の耐震化

耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号の規定による、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）沿道の建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象として、耐震化を促進する必要があります。

今後、群馬県が『群馬県地域防災計画』で指定する緊急輸送道路の中から避難路として指定する道路について検討を進めることとします。

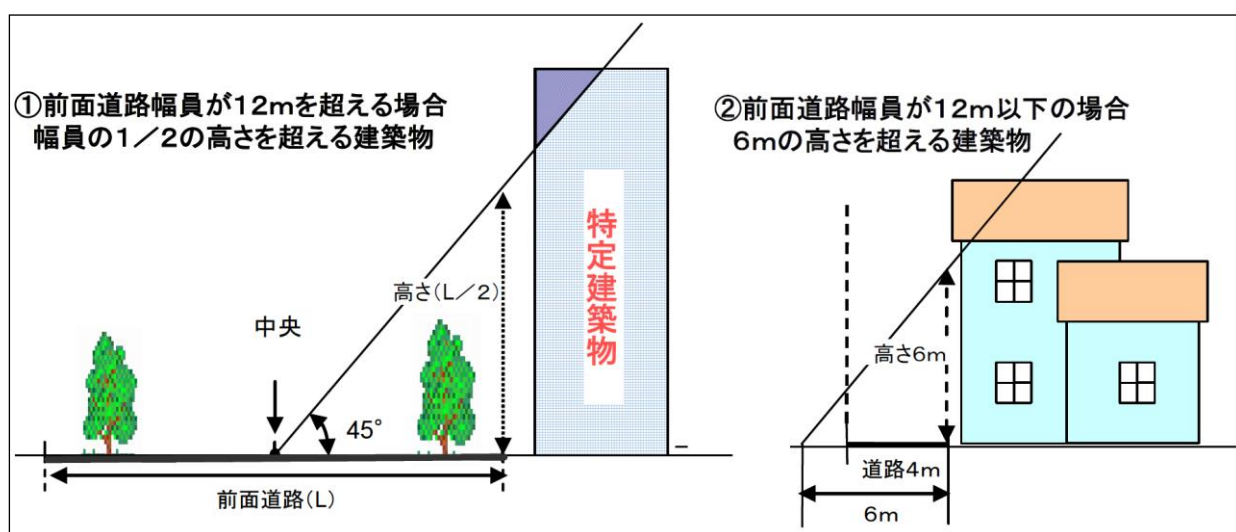


図6-2：地震発生時に通行を確保すべき道路

資料：改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要（国土交通省）による

表6-4：避難路（耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号）

第2号

建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

第3号

建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路として、1次路線・2次路線・3次路線合わせて、約2千キロメートル指定しています。

この道路については、地震発生時に通行を確保すべき道路であり、震災時の建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

これらの緊急輸送道路の中から重要な路線を選定し、本計画における避難路としての位置づけを検討するとともに、避難路沿道の建築物についての調査を継続的に行い、その結果に基づく計画的な耐震化を進めていきます。

6 空き家の耐震化

(1) 空き家の増加

平成 28 年 12 月 1 日現在下仁田町内には約 500 戸の空き家があり、今後はさらに世帯数の減少に伴い、空き家が増加するものと考えられます。

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家を耐震改修又は除却することによって、地震被害を軽減することが必要です。

(2) 空き家の施策との連携

地方創生への取り組みを推進するひとつの方策としての空き家のリノベーションによる定住促進など、既存ストックの活用が考えられます。

また、持ち家が比較的広い高齢者世帯がある一方、ゆとりある住宅を求めている子育て世帯があり、各世帯に適した住宅への住みかえが進むよう、支援が必要となっています。

一方、老朽化した空き家については、適正な管理や除却等により地域の安全性等の確保に努めます。

このように、空き家に対する施策と連携して、空き家の耐震化を促進します。

7 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

下仁田町では各所管行政庁と連携して、次の（１）から（３）までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該（１）から（３）までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物※（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第 8 条第 1 項（耐震改修促進法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第 9 条（耐震改修促進法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりません。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

※要緊急安全確認大規模建築物の用途及び規模要件については、6 ページの表のとおりです。

(2) 指示対象建築物※

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行います。

(3) 指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物※（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

※指示対象建築物及び耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、6 ページの表のとおりです。

8 その他の安全対策に関する取り組み

(1) その他の地震時における安全対策

ア 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

イ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

ウ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性を町民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

エ ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたしたりします。

ブロック塀の倒壊の危険性を町民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

オ 家具等の転倒防止

地震により、家具等が転倒することで負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。町民に、住宅内部での身近な地震対策を周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業、宅地耐震化推進事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を検討します。

第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担

(1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

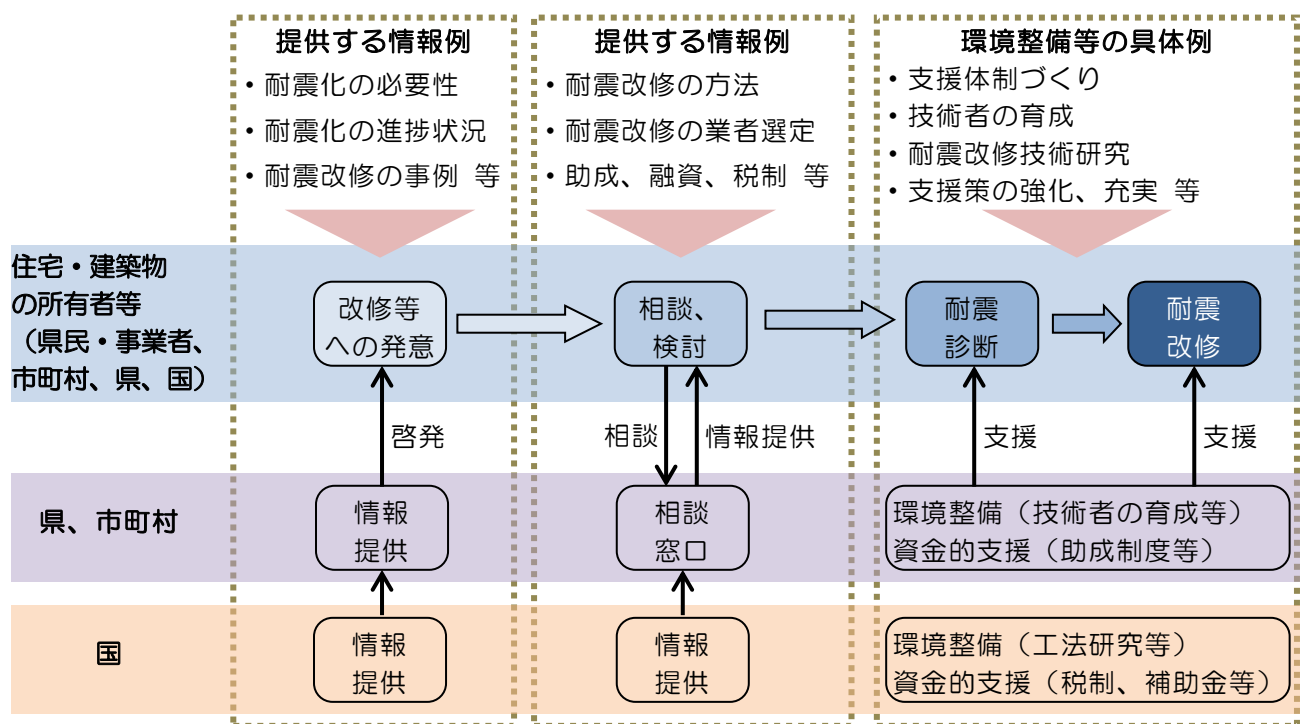


図7-1：耐震診断・耐震改修の促進イメージ

(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、市町村及び建築関係団体や NPO は、それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

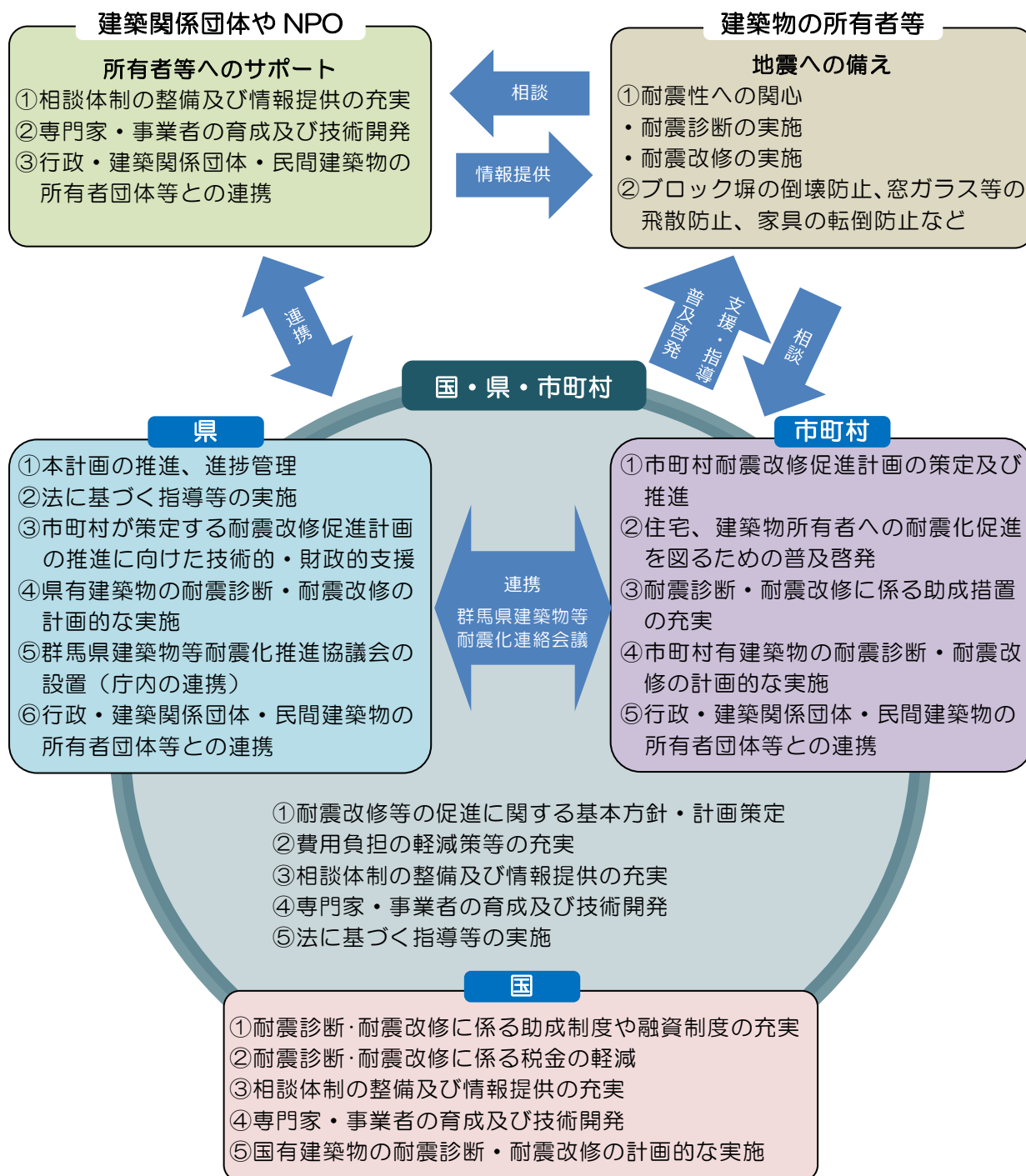


図 7 - 2 : 役割分担

(3) 関係部局との連携強化

建築物等の耐震化促進における県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や総合的かつ効果的な施策の推進については、群馬県建築物等耐震化推進協議会※¹を通じ、計画的に推進します。

また、建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施については、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議※²を通じ、計画的に実施します。

※1 群馬県建築物等耐震化推進協議会：群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図ります。

※2 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議：群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 町会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、県や市町村は、町内会等における防災活動（防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など）を支援します。

編 集 下仁田町役場建設ガス水道課
発 行 下仁田町役場建設ガス水道課（平成 28 年 12 月）
住 所 〒370-2601
下仁田町大字下仁田 682 番地
電 話 0274-64-8807